

「岩手県がん検診受診率向上プロジェクト協定」応募要領

がん検診の受診率向上に向けた取組を協働で進めることについて、県と協定を結ぶ企業・団体を募集します。

1 目的

企業や事業所・団体（以下「企業等」という。）が「岩手県がん対策推進計画」などの個別目標の一つである「がん検診の受診率の向上」に向けた取組を県と協働で進めることにより、がんの早期発見・早期治療を推進し、県民の健康増進に資することを目的とする。

2 協働事業の内容及び実施方法

協働で行う事業は、県民に対して、がん検診の受診を勧奨する次の各号に掲げる内容とし、その具体的な内容及び実施方法は、岩手県及び協定を締結した企業等が協議の上、別途取り決める。

- (1) 県及び協定を締結した企業等が作成した普及啓発パンフレット等の共同配布
- (2) 市町村が作成したがん検診普及啓発パンフレット等の共同配布
- (3) その他、県及び協定を締結した企業等が共同して取り組めるがん検診受診率の向上対策事業

3 応募企業等の要件

応募ができる企業等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県民及び企業等の職員のがん検診受診率向上に向けた取組を行うことに意欲を有する企業等であること。
- (2) 「岩手県がん対策推進計画」の趣旨を理解し、企業等が提案した事業のみでなく、県の実施するがん検診受診率向上に向けた事業を協働で実施することができる企業等であること。
- (3) その他、企業等の提案する取組により県民のがん検診受診促進に効果が期待できる企業等であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない企業等であること。
 - ① 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の者
 - ② 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
 - ③ 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
 - ④ 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
 - ⑤ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者、並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、

物品を製造若しくは販売する者

- ⑥ 「貸金業法」に定める貸金業に該当する業を行う者
- ⑦ たばこの製造を業とする者（ただし、たばこ事業以外において2に掲げる事項を実施する場合を除く。）
- ⑧ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑩ その他、社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者

4 応募の手続き

(1) 応募書類の提出

1に掲げる目的に賛同し、3に規定する要件に該当する企業等は、様式1「岩手県がん検診受診率向上プロジェクト協定申込書」を岩手県保健福祉部健康国保課に提出する。

(2) 審査

申込書の提出後、書類審査及び必要に応じて協議を行い、要件を満たすとともに、取組が適切に実行されると見込まれる場合には、岩手県がん検診受診率向上プロジェクト協定を締結します。

5 お問い合わせ・書類提出先

〒020-8570

盛岡市内丸10番1号

岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当

TEL 019-629-5468 FAX 019-629-5474